

令和8年6月25日

八代市議会議長 高山正夫様

提出者 八代市議会議員

山本敬晃 

永江恵子 

野崎伸也 

橋本徳一郎 

深田浩介 

堀口晃 

村川清則 

発議案第5号

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書案

上記の議案を別紙のとおり八代市議会会議規則第14条の規定により提出します。



(別 紙)

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書案

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書

現在、学校は、貧困やいじめ・不登校、さらには教職員の長時間労働や未配置による人手不足など、多くの課題を抱えている。その結果、教材研究や授業準備をする時間を十分に確保することができない深刻な状況が続いている。子供たちに質の高い教育を届けるには、学校の働き方改革を早急にすすめる必要がある。そのためには、教職員の定数を改善し、現場で働く教職員の数を増やすことが、絶対に欠かせない。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正により、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き、中学校の学級編制標準も2028年度までに1クラス35人に引き下げられる。今後は小学校、中学校にとどまらず、高等学校での早期実施が求められる。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げや少人数学級の実現が必要である。

また、学校の働き方改革は、各教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を策定して進めている。その策定の指針の一つとして、中央教育審議会の特別部会において示された、学校と教師の業務の3分類（学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務）がある。その中には、外部委託も積極的に検討することを示した業務もあるが、業務の外部移行や委託を行うためには国による自治体への財政措置が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源で人的措置等を行っている自治体もあるが、これにより自治体間で教育環境の格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、かつての三位一体の改革において、国の負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯がある。子供たちが全国どこに暮らしていても、等しく一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請であり、国が責任をもって定数改善に向けた財源を保障し、豊かな学びを支える教育条件の整備を進めることが不可欠である。

そこで、国におかれては、自治体間で教育環境の格差が生じないように、下記事項について、強く要望する。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由 教職員の長時間労働や人手不足により、本来の教材研究等の時間が確保できていない状況が継続している。学校の働き方改革は、自治体独自で人的措置がなされているものもあるが、義務教育に係る財源は、国が確保すべきものである。よって、国に対し、きめ細かい教育行政を行うためにも、必要な予算措置を要望する必要がある。